

# Counseling Room

家庭問題カウンセリングルーム

第138回

公益社団法人  
家庭問題情報センター

ひろの たけし  
廣野 武

## 孫2人の未成年後見人に

## 選任された祖母

祖母K子さんは70代、娘M子と孫の小学校高学年（女児）、小学校低学年（男児）と一緒に市営住宅に住んでいました。娘M子が乳がんで死亡し、孫たちの父親とは離婚後全く交流はなく、所在不明であったため、K子さんが残された孫2人の未成年後見人になりました。選任された後、K子さんは体調がすぐれず、未成年後見人の仕事を続けることができな

**K（K子）** 私の娘が乳がんに罹り、1年間位入院を繰り返しました。私はその間、娘の看病と孫2人の世話をしました。しかし、治療の甲斐もなく、私たちを残して亡くなってしまいました。

**カ（カウンセラー）** 大切な娘さんを若くして亡くされたことは本当に大変でしたね。

**K** そうなんです。私の子どもである娘を失ったショックは大きかったです。それを受け止めることができず、精神的に落ち込みました。孫たちが学校へ元気に通ってくれていましたので助かりましたが、その後、色々な問題が起こってきました。

**カ** 愛する人との永遠の別れは、周囲の人々への衝撃や悲嘆をもたらします。そんな中で大変だったことでしょうか。

**K** 娘の葬儀は、生活保護を受けていたので生活保護課や民生委員の方が助けてくれてなんとか済ませました。一番の問題は、残された孫たちの生活をだれが見るかということと娘の借金でした。

**カ** K子さんにとっても、とても一人で対処するのは想像を絶することだったと思います。一方、お孫さんにとっていつも声をかけ、温かく見守ってくれた大切なお母さんがいなくなった喪失感は大きかったことでしょうか。

**K** 孫たちは、大切な母親を亡くして悲しかったと思います。しかし、孫たちは、今の生活のままを望んでいました。知らない大人の訪問があると「施設に連れていかれる」と怖がっていました。私の身内は、私が面倒を見ることに反対しました。私は、孫たちが望んで

いる今の生活を続けさせたいと思い、面倒を見ていくことにしました。市営住宅を出る時も孫たちの学校を変えないで良いように同じ町内のアパートに引越しました。

ただ、孫たちの監護教育や娘の借金の相続放棄について未成年後見人選任が必要となり、民生委員や市の方に手伝ってもらい、未成年後見人の選任の申立てをしました。

**カ** 娘さんが亡くなってからも次から次へと問題が出てきて、その対応は大変でしたね。K子さんがお孫さんたちの未成年後見人になることを決意されたのですね。ご存じのように後見制度の中の大人の成年後見制度は、年間3万件以上が申立てされて、社会的認知も進み、必要な方には制度を利用してもらうよう

政府が音頭をとって相談システムやサポート体制ができてきています。頼る人がおらず、お金のない方も利用できるようになっていきます。

しかし、後見制度のうち一つの未成年後見制度は、年間2千件以下と申立ては少なく、社会的な認知も進んでいません。管理する財産がある場合や相続などで法的手続をする必要がある場合に利用されます。

敷居の高い裁判所が関与するので、手続が難しく、申立てを普通の人が行うのは大変です。よく未成年後見人の申立てをされましたね。

**K** 裁判所などは、怖くて関わりたくなかったのですが、孫のために行いました。申立書や関係書類も難しく往生しました。

裁判所では、私が高齢であることや未成年後見人の仕事がちんとできるかなどの問題から第三者の方を選任するような様子もありました。第三者ですと孫との関係、その方へ事務費用や報酬が払えないことが気になりました。私は、孫と一緒に生活して面倒を見ているので未成年後見人に私になろうとを考えていました。

選任されて、孫の相続放棄などの手続も教えてもらい、なんとかできました。未成年後見人の仕事などについて裁判所から説明がありました。が、理解

できませんでした。裁判所からの書面が来て内容が理解できず、どう回答したらよいか難しく困っていました。裁判所には、怖くて電話することができませんでした。

**カ** でもよく相続放棄の手続をされましたね。未成年後見も後見制度ですので裁判所が未成年者の生活と権利が守られているか監督することになっていきます。未成年後見人の仕事はされているか確認するために報告を求められることになっていきます。

**K** そうなんです。その後、私の体調が悪くなり、病院での精密検査で入院する恐れも出てきました。孫たちの世話ができなくなるのでないかと不安が大きくなりました。また、生活保護など市役所や孫の学校関係などの対応も自分一人ではできないことが分かりました。無責任と思われませんが、未成年後見人を途中で辞めることはできないのでしょうか。

**カ** 未成年後見人の仕事を頑張りましたね。未成年後見人は、親のいない未成年者の親代わりとして監護教育や財産管理をすることになるので大変なエネルギーと精神的苦勞がありますよね。

今回、K子さんは、精神的にも肉体的にもその仕事を続けていくことが困難になったということで、裁判所に辞任の許可を申立てることができると

なっています。裁判所がK子さんに辞任するに正当な理由があると認めれば、辞任が許可されます。

しかし、未成年後見人が欠けた状態ですとお孫さんの利益や権利が守れなくなるので後任の未成年後見人の選任の申立てが必要とされています。

**K** 少し、道が開けました。今までにかと世話していただいた民生委員や市の方に相談してみます。

その後、K子さんから、民生委員や市の方々が色々探し回ったところ候補者となる法人を見つけたことができ、その法人は未成年後見人の実績があり、無償で引き受けるとのことであったので辞任選任の申立てをし、無事辞任できたとの報告がありました。

親のいない子どもは40万人いると言われています。その多くの子どもたちは、大切な親を失ってその代わりに寄り添ってくれる大人に出会っていないのでしょうか。大人でも大切な人を失った喪失体験から抜け出せることは継続的な支援があっても困難を極めます。

未成年後見が社会的養護にある子どもたちに対して成年後見のように未成年者の権利擁護と健全な成長に資することができるようになりたいものです。

